

役員報酬等に関する細則

第1条 この細則は、社会福祉法人キングス・ガーデン埼玉定款第八条(役員報酬等)、定款第十四条第10項(評議員の報酬)及び定款第三十五条の定め
に則り、役員報酬等に関して定めるものである。

第2条 理事、監事及び評議員が、理事会、評議員会、その他法人の必要な務
めに出席した場合、法人は一回につき、日当・交通費 10,000 円を支給する。

第3条 理事長の法人管理運営等の業務報酬として月額 150,000 円を支給する。

第4条 この細則を変更しようとするときは、理事会の議決を得なければなら
ない。

附則 この細則は、平成 15 年 3 月 15 日より、施行する。

附則 この細則は、平成 20 年 10 月 25 日より、施行する。